



改正スポーツ基本法および第3期スポーツ基本計画について

令和 7 年 9 月 24 日

スポーツ庁政策課

I スポーツ基本法の改正（令和 7 年 6 月） について

- 1. スポーツ基本法改正の経緯**
- 2. スポーツ基本法改正の主なポイント**
 - ・基本理念等
 - ・スポーツ団体の努力、地方スポーツ推進計画
 - ・基本的施策等
- 3. 改正条項**

1. スポーツ基本法改正の経緯

スポーツ基本法（2011（平成23）年制定）

- 新たに前文を設け、スポーツの持つ意義や役割、効果等を明らかにするとともに、スポーツに関する基本理念を規定。
- 「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利」であるとし、健康の保持増進や安全の確保等の規定を整備。
- プロスポーツや障害者スポーツを推進の対象とすることを明確化するとともに、国際競技大会の招致・開催、優秀な選手の育成など、時代の変化等に対応した施策の規定を整備。
- 文部科学大臣がスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツ基本計画を定めることを規定。

その後のスポーツを取り巻く社会環境の変化

少子高齢化
人口減少

気候変動への
対応

インテグリティの
重要性

地方創生

健康長寿社会の
実現

共生社会の
実現

ウェルビーイング
の考え方の重視

デジタル化の
進展

社会環境の変化に応じた改正が必要

2. スポーツ基本法改正の主なポイント①

- 令和7年6月13日、第217回国会において、「スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立。

【主なポイント①】

●基本理念等（前文、2条）

- 「人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、スポーツに親しむことのできる機会の（を）確保等」し、「多様な国民一人一人の生きがい及び幸福の実現等」（ウェルビーイングの向上）が図られなければならないこと。
- スポーツと文化芸術等の他の分野との連携
- スポーツの果たす役割における「する」「見る」「支える」「集まる」「つながる」の明示
- スポーツによる地域振興の推進、健康長寿社会・共生社会の実現

●スポーツ団体の努力、地方スポーツ推進計画（5条、10条）

- スポーツ団体は、その運営基盤を強化し、健全な運営の確保を図るよう努めること。
- 地方スポーツ推進計画について、都道府県及び市町村の教育委員会等が共同して定めることができる旨、スポーツに関連する他の計画と一体のものとして定めることができる旨の明記等。

2. スポーツ基本法改正の主なポイント②

【主なポイント②】

● 基本的施策等（12条～36条）

<（１）スポーツの推進のための基礎的条件の整備等>

- スポーツコンプレックスの推進（まちづくりとの一体的なスポーツ施設の整備等）（12条）
- 気候の変動への対応を含むスポーツ事故の防止等のための環境整備等（14条）
- スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用（16条の２）
- 部活動の地域展開等をはじめとする発達段階に応じたスポーツの推進等（16条の３～17条の４）
- スポーツ産業の事業者が果たす役割（地域振興等）（18条）

<（２）多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備>

- スポーツホスピタリティの機会の確保（21条の２）
- 情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実（eスポーツ）（24条の２）

2. スポーツ基本法改正の主なポイント③

【主なポイント③】

● 基本的施策等（12条～36条）

<（3）競技水準の向上等>

- ・ 国民スポーツ大会及び全国パラスポーツ大会の意義（地域振興）（26条）
- ・ 国際競技大会の我が国への招致等の適正の確保（27条）

<（4）スポーツの公正及び公平の確保等>

- ・ スポーツ・インテグリティの確保等（暴力の防止等）（29条～29条の5）

<（5）スポーツの振興のために必要な資金等>

- ・ スポーツの振興に関する知識、人材、資金の好循環の実現等（36条）

等

3. 改正条項（①前文）

○前文

- ・ 「人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、スポーツに親しむことのできる機会の（を）確保等」し、「多様な国民一人一人の生きがい及び幸福の実現等」（ウェルビーイングの向上）が図られなければならないこと。
- ・ スポーツと文化芸術等の他の分野との連携
- ・ スポーツの果たす役割における「する」「見る」「支える」「**集まる**」「**つながる**」の明示

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵かん養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、**人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず**、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会、**スポーツに関し集う機会、スポーツを通じてつながる機会等が確保されることにより、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようにするとともに、豊かさを実感できる社会の実現が図られなければならない**。（略）スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。**また、スポーツと文化芸術との連携が、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆の形成に広く寄与するなど、スポーツと他の分野との連携は、多様な国民一人一人の幸福の享受及び豊かさを実感できる社会の実現により一層つながるものである**。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。（略）このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割は、**多様な国民一人一人が、スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画すること、スポーツに関し集うこと、スポーツを通じてつながること等によって果たされるものであり、その重要性**に鑑み、スポーツ立国を実現することは、将来における我が国の発展のために不可欠な重要課題である。（略）

3. 改正条項（② 2 条：基本理念）

○基本理念

- スポーツによる地域振興の推進
- " 健康長寿社会の実現
- " 共生社会の実現

（基本理念）

第二条 （略）

2 （略）

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるよ うにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなること等により、地域振興に資するよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるとともに、これを通じて、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に資するよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者をはじめとする全ての国民が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度その他の事由に応じ必要な配慮をしつつ、共生社会の実現に資することを旨として、推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、デフリンピック競技大会、スペシャルオリンピックス世界大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（略）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 （略）

8 スポーツは、障害者基本法（略）、男女共同参画社会基本法（略）、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（略）その他の関係法律の規定を踏まえ、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約その他関係法律の規定を踏まえ、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

3. 改正条項（③ 5条：スポーツ団体の努力 等）

○スポーツ団体の努力

自主的・自立的なスポーツ振興の事業の実施に向けた運営基盤の強化・健全な運営の確保

（スポーツ団体の努力）

第五条 （略）

2 スポーツ団体は、自主的かつ自立的にスポーツの振興のための事業を行うことができるよう、その運営基盤を強化し、健全な運営の確保を図るよう努めるものとする。

○関係者相互の連携・協働

国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体、スポーツ・文化芸術その他の分野の民間事業者その他の関係者相互の連携・協働

（関係者相互の連携及び協働）

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及びスポーツ、文化芸術その他の分野の民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

3. 改正条項（④10条：地方スポーツ推進計画）

○地方スポーツ推進計画

他の地方公共団体と共同して、又は、スポーツに関連する他の計画と一体のものとして定めることが可能。

（地方スポーツ推進計画）

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、**単独で又は共同して**、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方スポーツ推進計画は、スポーツに関連する他の計画と一体のものとして定めることができる。

3 （略）

改正法施行通知（令和7年9月1日スポーツ庁次長通知）「第2 留意事項」

1 地方スポーツ推進計画について

策定を努力義務としている地方スポーツ推進計画について、地域の実情に応じた、より地方公共団体の事務負担の少ない方法をとる観点から、他の地方公共団体と共同して定めることや、地方公共団体の総合計画、教育関係の計画等のスポーツに関連する他の計画と一体のものとして定めることができることが明記されたこと。これを踏まえ、計画の策定及びその手続については、引き続き、スポーツ基本計画を参酌して、地方の実情に即して検討すること。

3. 改正条項（⑤12条：スポーツ施設の整備等）

○スポーツ施設の整備等

まちづくりとの一体的なスポーツ施設の整備等であるスポーツコンプレックスの推進

（スポーツ施設の整備等）

第十二条 （略）

2 （略）

3 国及び地方公共団体は、スポーツ施設の整備及び活用に当たっては、スポーツ施設、他の施設及び周辺地域の総合的かつ複合的な整備並びにスポーツ産業の事業者その他の関係者との連携により、まちづくりとの一体的な推進を図り、地域経済の活性化及び地域内外の交流の促進等を通じて、活力ある地域社会の形成に資するよう努めるものとする。

改正法施行通知（令和7年9月1日スポーツ庁次長通知）「第2 留意事項」

3 スポーツ施設の整備等について

法第12条第3項は、まちづくりとの一体的なスポーツ施設の整備等である、いわゆる「スポーツコンプレックス」の推進を指すこと。

国及び地方公共団体は、単にスポーツ施設の複合化に留まらず、十分なエリアマネジメントの下、①異なるスポーツ種目・競技・施設の集合化、②スポーツ分野と異分野との複合化・多目的利用化、③まちづくりとの連携による、各種の社会的な政策目標の実現、といった点を意識しつつ、より地域の関係者と連携しながら、他の施設やインフラ等とともにまちづくりとして総合的・複合的に整備・活用することで、地域経済の活性化及び地域内外の交流の促進を通じた活力ある地域社会の形成に資するように努めること。

3. 改正条項（⑥14条：スポーツ事故の防止等）

○スポーツ事故の防止等

スポーツ事故等の防止に係るスポーツの実施のための環境整備及び気候の変動への対応

（スポーツ事故の防止等）

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツの実施のための環境の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の措置を講ずるに当たっては、気候の変動への対応に特に留意しなければならない。

改正法施行通知（令和7年9月1日スポーツ庁次長通知）「第2 留意事項」

4 スポーツ事故の防止等について

気候の変動により年平均気温が年々上昇し、熱中症をはじめとした健康被害等が喫緊の課題となっていることを踏まえ、スポーツの実施のための環境の整備を図るとともに、その他のスポーツ事故等の防止や軽減に必要な措置を講じるにあたっては、気候の変動への対応に特に留意すること。

加えて、気候の変動が進むことで、健康被害等の課題が深刻化するとともに、従来通りの実施が困難になるスポーツも出てくることも懸念されるところ、スポーツ事故等の防止・軽減策をより幅広く捉える視点とともに、持続可能なスポーツの機会の確保の観点から、スポーツ活動の場においても、気温の上昇抑制など環境に配慮した取組の推進の視点も重要であること。

3. 改正条項（⑦16条：スポーツに関する科学的研究の推進等）

○スポーツに関する諸科学の例示

スポーツに関する諸科学の例示として、「薬学、栄養学、法学、経済学、社会学、倫理学及び教育学」を追加。

（スポーツに関する科学的研究の推進等）

第十六条 国は、医学、歯学、薬学、生理学、栄養学、法学、経済学、社会学、心理学、倫理学、教育学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 （略）

3. 改正条項（⑧16条の2：スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用）

○スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用

スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための環境整備、人材の確保等

（スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用）

第十六条の二 国は、スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための環境の整備、当該情報通信技術の活用を支援する人材の確保及び当該情報通信技術の活用に関する調査研究の推進に必要な施策を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じたスポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための施策の推進を図るよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業の状況に応じ、その事業活動に寄与する情報通信技術の活用に努めるものとする。

改正法施行通知（令和7年9月1日スポーツ庁次長通知）「第2 留意事項」

5 スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用について

法第16条の2の情報通信技術の活用にあたって、地方公共団体及びスポーツ団体は、国が行う取組も踏まえ、それぞれの実情に応じて、例えば、VRやAR等を活用したりリモートでも楽しめるようなプログラムや、デジタル技術を活用した新たなスポーツ実施機会の創出に係る技術開発や普及啓発の推進、選手強化活動におけるデータ分析や、デジタル技術等を活用した多様な支援手法の研究など、スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用に努めること。

3. 改正条項（㊤16条の3～17条の4：発達段階に応じたスポーツの推進等）

○発達段階に応じたスポーツの推進等

部活動の地域展開等をはじめとする発達段階に応じて継続的に多様なスポーツに親しむ
機会の確保等

（発達段階に応じて継続的に多様なスポーツに親しむ機会の確保）

第十六条の三 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、幼児、児童、生徒、学生等のスポーツを取り巻く環境等を踏まえ、相互に連携を図りながら、これらの者がその発達段階に応じて学校の内外を問わず継続的に多様なスポーツに親しむ機会を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保）

第十七条の二 地方公共団体は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。略）の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体（略）その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

3. 改正条項（⑨16条の3～17条の4：発達段階に応じたスポーツの推進等）

（高等学校の生徒のスポーツの推進）

第十七条の三 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この条において同じ。）の生徒のスポーツが人格の形成及びスポーツの普及のみならず、競技水準の向上の基盤の強化等においても重要な役割を果たすことに鑑み、相互に連携を図りながら、高等学校の生徒のスポーツの推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（大学におけるスポーツの推進等）

第十七条の四 国は、大学におけるスポーツがスポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及び地域振興を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、大学におけるスポーツの推進及びスポーツに関する教育研究の推進に必要な施策を講ずるものとする。

改正法施行通知（令和7年9月1日スポーツ庁次長通知）「第2 留意事項」

6 発達段階に応じて継続的に多様なスポーツに親しむ機会の確保について

法第16条の3に規定する「幼児、児童、生徒、学生等」には、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、大学、特別支援学校又は専修学校等に通う者をはじめ、幅広い者が含まれること。

7 中学校等の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保について

法第17条の2は、中学校等における部活動の地域展開をより一層推進することを意図した規定であり、地方公共団体は、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ（令和7年5月16日）や総合的なガイドラインの内容等を踏まえ、地域の実情に応じて、地域展開に向けた取組等を着実に進めるよう努めること。

また、地方公共団体における取組の円滑な実施のため、国として、改革の理念等について先頭に立って周知・広報を行うとともに、地方公共団体に対し、事例集の作成やアドバイザーの派遣等を通じた助言、指導、経費の補助等の援助を行うよう努めることとしていること。

3. 改正条項（⑩18条：スポーツ産業の事業者との連携等）

○スポーツ産業の事業者との連携等

スポーツ産業の事業者が果たす役割（地域振興等）の明示

（スポーツ産業の事業者との連携等）

第十八条 国は、スポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及び地域振興を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツを通じた活力に満ちた国民経済及び地域経済の発展並びにスポーツの更なる振興に資するよう、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

3. 改正条項

- ⑪ 21条の2：多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保
(スポーツホスピタリティ)
- ⑫ 24条の2：情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実
(eスポーツ)

- 多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保 (スポーツホスピタリティ)
多様なスポーツを楽しむ機会等の確保と、地域経済の活性化等を図るためのスポーツ
ホスピタリティに必要な環境の整備

(多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保)

第二十一条の二 国及び地方公共団体は、多様な需要に応じてスポーツを楽しむ機会等を確保するとともに、これを通じて、スポーツ産業の事業者その他の事業者の事業機会の増大及び地域経済の活性化を図るため、スポーツを楽しむ機会等に関連する良質かつ付加価値の高いサービスの提供に必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

改正法施行通知(令和7年9月1日スポーツ庁次長通知)「第2 留意事項」

8 多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保について

法第21条の2に規定する「スポーツを楽しむ機会等に関連する良質かつ付加価値の高いサービスの提供」とは、いわゆる「スポーツホスピタリティ」を指すこと。

国及び地方公共団体は、多様な需要に応じてスポーツを楽しむ機会等を確保するとともに、これを通じて、スポーツ産業の他、観光や飲食、文化、健康医療等の他産業も含めた事業者の事業機会の増大、地域経済の活性化を図るため、スポーツホスピタリティに必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めること。

3. 改正条項

- ⑪ 21条の2：多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保
(スポーツホスピタリティ)
- ⑫ 24条の2：情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実
(eスポーツ)

○情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実（eスポーツ）

スポーツを行う者の心身の健康の保持増進・安全の確保に配慮しつつ、公正かつ適切に実施することを旨としたeスポーツの充実

(情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実)

第二十四条の二 国及び地方公共団体は、スポーツ団体と連携して、情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実が図られるよう努めなければならない。

2 スポーツ団体は、前項の連携に当たっては、特に、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、当該連携を行うよう努めなければならない。

改正法施行通知(令和7年9月1日スポーツ庁次長通知)「第2 留意事項」

9 情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実について

法第24条の2に規定する「情報通信技術を活用したスポーツの機会」とは、いわゆる「eスポーツ」を指すこと。国及び地方公共団体は、スポーツ団体と連携して、eスポーツの充実が図られるよう努めるとともに、スポーツ団体は、国や地方公共団体との連携にあたって、特に、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、当該連携を行うよう努めること。

3. 改正条項（⑬26条：国民スポーツ大会及び全国パラスポーツ大会）

○国民スポーツ大会及び全国パラスポーツ大会

国民スポーツ大会及び全国パラスポーツ大会の意義（地域振興）の明示

（国民スポーツ大会及び全国パラスポーツ大会）

第二十六条 国民スポーツ大会は、公益財団法人日本スポーツ協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。第三項及び第二十九条の五第一項において同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同し、各運動競技に係るスポーツ団体と連携して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとするとともに、広く国民がスポーツに親しむ機会を提供することにより、地域振興に資するものとする。

2 全国パラスポーツ大会は、公益財団法人日本パラスポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同し、各運動競技に係るスポーツ団体と連携して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとするとともに、広く国民がスポーツに親しむ機会を提供することにより、地域振興に資するものとする。

3 国は、国民スポーツ大会及び全国パラスポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本パラスポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

（※「全国障害者スポーツ大会」の名称の「全国パラスポーツ大会」への変更については、令和13年1月1日から施行。）

3. 改正条項（⑭27条：国際競技大会の招致・開催の支援）

○国際競技大会の招致・開催の支援

国際競技大会の我が国への招致・開催が適正になされるための組織委員会等の運営の透明性の確保及び人材育成

（国際競技大会の招致又は開催の支援等）

第二十七条 （略）

2 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が適正になされるよう、当該国際競技大会の実施及び運営を行うことを目的とする法人の運営の透明性の確保及び当該招致又は開催に係る人材の育成に必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。（略））、**公益財団法人日本パラスポーツ協会**その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

3. 改正条項（⑮28条：企業等によるスポーツへの支援）

- 企業等によるスポーツへの支援
企業等が果たす役割（地域振興等）の明示

（企業等によるスポーツへの支援）

第二十八条 国は、スポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及びスポーツを通じた地域振興を図る上で企業等が果たす役割の重要性に鑑み、企業等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

3. 改正条項（⑬29条～29条の5：暴力の防止等）

○暴力等の防止

「暴力」「パワハラ」「セクハラ」「盗撮」「（インターネット上の）誹謗中傷」等の防止

（暴力等の防止）

第二十九条 国及び地方公共団体は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪に当たる行為を含む。）、インターネット上の誹謗ひぼう中傷等（次項において「暴力等」という。）によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 スポーツ団体は、その行う事業について、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう努めるものとする。

○スポーツに係る競技の不正な操作等の防止

スポーツに係る競技の不正な操作その他これに関連する違法行為・不正行為の防止

（スポーツに係る競技の不正な操作等の防止）

第二十九条の二 国は、スポーツ団体と連携して、スポーツに係る競技の不正な操作その他これに関連する違法行為又は不正行為により、スポーツにおける公正な環境が害されることのないよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3. 改正条項（⑬29条～29条の5：暴力の防止等）

○ドーピング防止活動の推進

国際規約を踏まえたドーピング防止活動の推進

（ドーピング防止活動の推進）

第二十九条の三 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）その他の関係機関と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発並びに調査及び研究その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

○スポーツ団体の組織運営の状況についての報告等

国は、JSPO、JOC、JPSAに対し、中央競技団体（NF）の組織運営に関する指導等の状況について報告を求め、必要に応じ助言を行う。

（スポーツ団体の組織運営の状況についての報告等）

第二十九条の五 国は、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本パラスポーツ協会に対し、それぞれに加盟する全国的な規模のスポーツ団体の組織運営に関する指導等の状況について報告を求め、必要に応じ、助言を行うものとする。

2 スポーツ団体は、第九条第二項の政令で定める審議会等の意見を聴いてスポーツ庁長官が定めるスポーツ団体の適正な運営に関する指針に基づき、その事業活動に関し、自らが遵守すべき基準を作成し、当該指針に従って講じた措置の状況等を公表すること等により、その運営の公正性及び透明性の確保を図るよう努めるものとする。

3. 改正条項（⑬29条～29条の5：暴力の防止等）

改正法施行通知（令和7年9月1日スポーツ庁次長通知）「第2 留意事項」

10 スポーツの公正及び公平の確保等について

法第3章第4節において、「スポーツの公正及び公平の確保等」は、「スポーツ・インテグリティの確保等」を指し、スポーツ・インテグリティに関する国内外の機運の高まりなどを踏まえ、これまで個別に規定していた、ドーピング防止活動やスポーツにおける紛争の解決に関する規定を新設した節に移動するとともに、スポーツにおける「暴力」、「パワーハラスメント」、「セクシュアルハラスメント」、「盗撮」、「（インターネット上の）誹謗中傷」等の防止や、スポーツに係る競技の不正な操作等の防止、スポーツ団体のガバナンスの確保に関する規定が新設されたこと。

上記を踏まえ、国及び地方公共団体は、暴力等により、スポーツを行う者がスポーツから離れたり、スポーツに親しむ機会を奪われたりすることがないように、相談体制の構築など暴力等の防止について必要な措置を講じること。

また、スポーツ団体は「スポーツ団体ガバナンスコード」等を踏まえ、スポーツ団体のガバナンスの確保等に努めるとともに、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないように努めること。

加えて、選手や指導者等のスポーツ関係者がオンラインカジノを含む違法賭博に関わることをないように、また役職員が当該団体における選手や指導者等の違法行為や不正行為の防止等に適切に対処できるよう、コンプライアンス意識の徹底に取り組むよう努めること

3. 改正条項（⑰36条：スポーツの振興のために必要な資金）

○スポーツの振興のために必要な資金

スポーツの振興に関する知識、人材、資金の好循環の実現等

（スポーツの振興のために必要な資金等）

第三十六条 国は、スポーツの振興を通じてこれに関する知識、人材及び資金の好循環を実現するよう努めなければならない。

2 国は、スポーツを支える者の協力の下に、地方公共団体又はスポーツ団体が行うスポーツの振興を目的とする事業に要する資金その他のスポーツの振興のために必要な資金を得るための措置を講ずるものとする。

3 前項の資金の支給を受ける地方公共団体又はスポーツ団体は、当該資金に係る事業を通じて、社会の発展及び地域振興に貢献するよう努めるものとする。

4. 参考（スポーツ庁ホームページ）

スポーツ基本法について

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1371905.htm

Ⅱ 第3期スポーツ基本計画について

第3期スポーツ基本計画(R4~R8)に係る中間評価について

1. 中間評価を通じた振り返り

- 第3期スポーツ基本計画は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催された令和3年度中に検討され、令和4年3月に策定された。策定から3年がたち、**これまで計画に基づいて実施してきた取組は、パリ大会における日本選手団の輝かしい結果をはじめ、一定の役割を果たしてきた。**
- 一方で、この中間評価の議論を通じ、**急激な少子化・人口減少**をはじめ計画策定時以降も**社会が刻々と変化**していく中で、新たな時代にふさわしい**目標や指標の在り方を検討していく必要性**も生じている。
また、アスリートに配慮した競技力の向上やインテグリティ確保等の競技者の環境整備、誹謗中傷対策、気候変動への対応や地域スポーツにおける地域間格差の解消等、**新たに顕在化してきた課題への対応の必要性**も増してきている。
- こうした中、令和7年6月には**スポーツ基本法が改正**され、スポーツを取り巻く社会環境の変化を踏まえ、基本理念を見直すとともに、**スポーツを通じた社会の成長や社会課題の解決の推進**がもりこまれた。
- これらの状況を踏まえ、計画後半期の施策実施と次期計画策定にあたっては、**社会そのものの持続可能性を担保する極めて重要な価値を持っているのがスポーツであることとその役割の大きさを改めて確認しながら進めていく必要がある。**

※ 計画に記載している主な指標の状況

国民のスポーツ実施率を向上

- ・成人の週1回以上のスポーツ実施率:70%(障害者は40%)
⇒R6: 52.5%(障害者 R6: 32.8%)
- ・1年に1回以上スポーツを実施する成人の割合:100%に近づける(障害者は70%を目指す)⇒R6: 77.2% (障害者 R6: 56.5%)

生涯にわたって運動・スポーツを継続したい子供の増加

- (児童86%→90% 生徒82%→90%)
⇒R6:児童86.9% 生徒81.9%
- 子供の体力の向上(新体力テストの総合評価C以上の児童68% → 80%
生徒75% → 85%) ⇒R6:児童66.7% 生徒74.5%

誰もがスポーツに参画でき、共に活動できる社会を実現

- ・体育授業への参加を希望する障害のある児童生徒の見学ゼロを目指した学習プログラム開発
⇒調査研究や委託事業を通じて施策を推進
- ・スポーツ団体の女性理事の割合を40% ⇒R6:32.1%

- ▶ オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会で、過去最高水準の金メダル数、総メダル数、入賞者数、メダル獲得競技数等の実現
⇒2024パリ大会でメダル獲得競技数はオリパラともに過去最多等、目標を達成した結果となった

スポーツを通じて活力ある社会を実現

- ・**スポーツ市場規模15兆円**の達成 (2025年まで)
⇒ R3: 10.0兆円 (遅くとも2030年までに15兆円達成を目指す)
- ・**スポーツ・健康まちづくり**に取り組む**地方公共団体**の割合15.6%→40%
⇒ R6: 30.8%

スポーツを通じて世界とつながる

- ・**ポストSFT事業**を通じて**世界中の国々の700万人**の人々への裨益を目標に事業を推進
- ・**国際競技連盟(IF)等役員数37人規模**の維持・拡大 ⇒R6: 42人

2. 計画前半期を受けた、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12施策の方向性

東京大会を契機とした共生社会の実現、多様な主体によるスポーツ参画の実現

① 多様な主体におけるスポーツの機会創出

⑤ スポーツによる健康増進

⑧ スポーツを通じた共生社会の実現

⑩ スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材

- ・ 目的を持った運動・スポーツの推進による国民のライフパフォーマンスの向上や、働く世代や女性のスポーツ実施促進に向けた環境整備等に取り組む。
- ・ スポーツを通じた共生社会の実現に向けて、2025年デフリンピック東京大会、2026年アジアパラ大会等を契機にパラスポーツの推進を行うとともに、女性をはじめ多様な主体のスポーツへの参画を促進する。
- ・ 部活動改革に関する実行会議の最終とりまとめ（令和7年5月）を踏まえ、国として施策を具体化し、令和8年度以降、部活動改革の全国的な実施を推進。
- ・ スポーツをする場づくりとスポーツに関する人材育成を通じて地域スポーツ実施環境を整備する。

スポーツを通じた地方創生・日本経済の活性化

⑥ スポーツの成長産業化

⑦ スポーツによる地方創生、まちづくり

- ・ スポーツコンプレックス、スポーツホスピタリティ、スポーツツーリズム、スポーツ大会開催などの施策を各地域において一体的に活用しながら、地域や経済の活性化を目指す。
- ・ ビジネスモデルの創出支援や好事例の横展開による他産業との連携、成果の創出を目指す。
- ・ スポーツ・健康まちづくりの機運の更なる向上、人材の確保や財政基盤の確立が必要。
- ・ 日本ならではのスポーツツーリズムコンテンツの創出とプロモーションによる認知拡大を推進。

東京大会のレガシーを承継した持続可能な競技力向上体制の構築

③ 国際競技力の向上

④ スポーツの国際交流・協力

- ・ 持続可能な国際競技力向上プラン（令和7年3月改定版）を踏まえ、アスリート・センタードの視点から、スポーツ庁、日本スポーツ振興センター（JSC）、統括団体の役割分担と連携を通じ、一体的な取組によりアスリートの支援組織間・活動拠点間でシームレスにサポートを実施する。
- ・ スポーツ・フォー・トゥモローコンソーシアム会員が実施する事業数は順調に増加。今後は、これまでに把握したニーズに対応した取組の推進及び成果の創出・可視化に取り組む。
- ・ 2025年世界陸上・デフリンピックをはじめとして毎年日本で開催される大規模国際大会が続くところ、円滑な開催に向けた支援・協力を実施する。

スポーツDXの推進

② スポーツ界におけるDXの推進

- ・ 人材や資金不足等の課題を踏まえ、デジタル技術の活用基盤の充実等による既存ビジネスの価値向上に取り組む。
- ・ システム・アプリの横展開等、スポーツ団体以外にも裨益する取組を促進。

スポーツ団体の組織基盤の強化・スポーツインテグリティの強化

⑨ スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化

⑪ スポーツを実施する者の安全・安心の確保

⑫ スポーツ・インテグリティの確保

- ・ ガバナンスコードの趣旨を踏まえたスポーツ団体の実効的な取組を推進
- ・ 各種事故防止に関する周知の徹底。
- ・ 公認スポーツ指導者養成数は順調に増加。引き続き指導者養成の支援を継続する。
- ・ 誹謗中傷対策では、専門家等と連携した個別事案の伴走支援等を実施。
- ・ アスリートが違法・不法行為等の脅威にさらされない競技環境を確保するとともに、ドーピング防止活動においては引き続き国内外における連携を推進。
- ・ 運動・スポーツ中の安全確保について各種事故防止の周知や研修実施、

▶ 計画後半期の施策実施に反映するとともに、次期スポーツ基本計画の検討の基礎とする。

第4期スポーツ基本計画に向けて

1. 第3期スポーツ基本計画策定時からの社会の変化

- パリ2024オリンピック・パラリンピック競技大会では、日本選手団が大変輝かしい結果を収め、多くの人々に勇気と感動を与えた。今後、2025年には東京2025世界陸上競技選手権大会や第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025が開催され、2026年以降はミラノ・コルティナ2026冬季オリンピック・パラリンピック競技大会、愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会、ワールドマスタースゲームズ2027関西の開催が控える等、国際競技大会が続いていく。
- また、少子高齢化の加速やウェルビーイングの考え方の浸透など社会が急速に成熟・変化していることに伴い、スポーツに求められる役割も幅広くなっている。楽しさや喜びといった、「スポーツそのものが有する価値」だけではなく、スポーツを通じて、他の分野に貢献し、地域・経済活性化やつながりの機会を創出する等、様々な社会課題を解決することができる「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」への期待が高まってきている。

2. 第4期スポーツ基本計画を検討するにあたり重要な観点

急激な少子化や人口減少をはじめとする社会状況の変化が、国民のスポーツ実施環境にもたらす影響を社会全体で共有しつつ、以下のような観点を重視して、EBPMにも留意しながら、検討を進めることとする。

- **スポーツには、する、みる、ささえるといった活動への参画を通じて人々に楽しさや喜びをもたらすのみならず、こうした活動を通じて人々が集い、つながることによって社会活性化や課題解決、持続可能な社会の実現に寄与する価値がある。**
- **こうしたスポーツの多様な価値を全ての国民が享受することのできる環境の整備（スポーツ権の実質化）を通じて、国民や社会全体のウェルビーイングの向上を図る。**
 - 1 多様な主体の参画・共生社会の実現
(関連施策例：地域スポーツ（部活動改革）、子供・若者のスポーツ、健康スポーツ、パラスポーツ、女性等、ハイパフォーマンスからライフパフォーマンスへ)
 - 2 スポーツの推進のための環境の整備
(関連施策例：気候変動にも対応した安心・安全な実施環境の整備、人材・資金の好循環)
 - 3 スポーツを通じた地方創生・経済の活性化
(関連施策例：まちづくり、成長産業化、DX、eスポーツ)
 - 4 全てのアスリートが自らの持つ可能性を発揮することのできる環境の実現
(関連施策例：メダル獲得数だけではなくアスリートに配慮した国際競技力の向上、国民スポーツ大会、国際大会開催支援)
 - 5 スポーツインテグリティの確保
(関連施策例：団体のガバナンス、暴力等の根絶、誹謗中傷や不正操作への対応)